

みなしの専任技術者で解体工事業の許可を受けた事業者の方へ

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

みなしの専任技術者で解体工事業の許可を受けた事業者の方は、
令和3（2021）年3月31日までに、

要件を満たす専任技術者への変更届を提出するか、

同一の技術者で対応する場合、

要件を満たしてから有資格区分の変更届の提出が必要です。

手引き P. 67～71 参照の上、ご不明な点はお問合せ下さい。

令和3（2021）年4月1日以降、

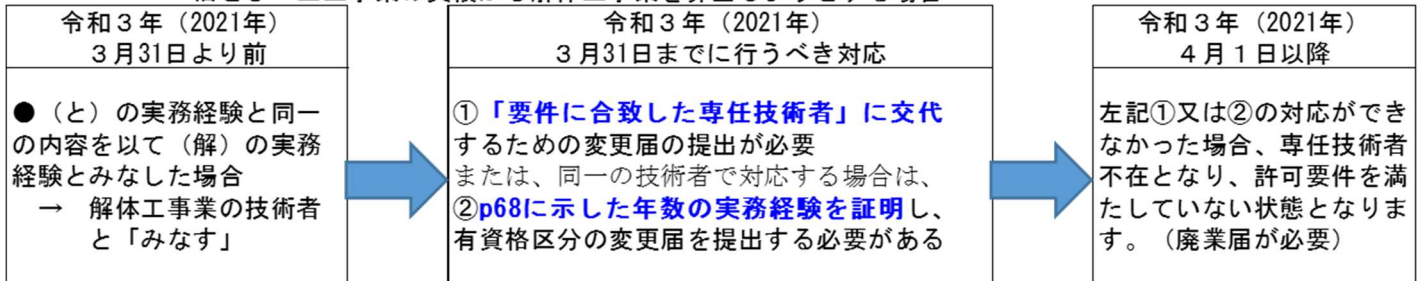
「みなしの専任技術者」のままの場合、専任技術者の要件を満たしていない状態となり、変更届の提出ができない場合には、

「解体工事業」について「廃業届」の提出が必要となりますので、お気をつけください。

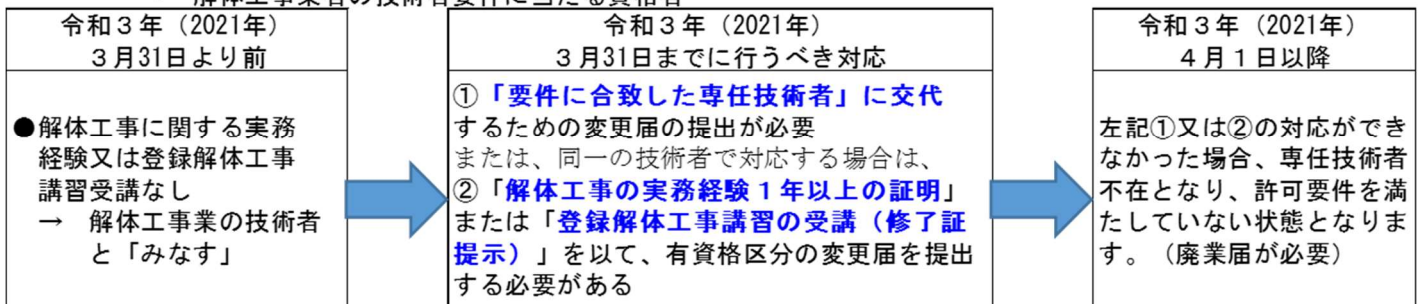
お問合せ先：建設業課 1番窓口 03 - 5321 - 1111

（内）30 - 661、30 - 662、30 - 666、30 - 671

【例1】 平成28年5月31日以前の実務経験をもって旧とび・土工事業の技術者要件を満たす場合
 → 旧とび・土工事業の実績から解体工事業を算出しようとする場合



【例2】 平成27年度以前に合格した2級土木施工管理技士(土木)等の資格の場合
 → 解体工事業者の技術者要件に当たる資格者



【例3】 平成27年度以前に合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)等の資格の場合
 → 解体工事業者の技術者要件に当たらない資格者

